

令和4年11月10日

江戸川区子ども家庭部子育て支援課

被措置児童等虐待事案の公表について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、江戸川区における令和3年度の被措置児童等虐待の状況について公表します。

1 虐待案件の受理状況

受理件数	調査報告	内 訳	
		虐待該当	非該当
1 件	1 件	1 件	0 件

*受理した案件については、調査結果も含め江戸川区児童福祉審議会子どもの権利擁護部会に報告。

2 被措置児童等虐待の状況

ア 被害児童の性別

男子	女子
0 名	1 名

イ 被害児童の年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生等
0 名	0 名	1 名	0 名

ウ 虐待の類型

身体的	心理的	性的	ネグレクト
1 件	0 件	0 件	0 件

エ 施設種別

社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	障害児 施設等
0 件	1 件	0 件	0 件

オ 加害者の職種

施設職員等	里親等
0 名	2 名

3 区が講じた措置等

里親認定登録取消	1 件
----------	-----

○児童福祉法第三十三条の十六

都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

○児童福祉法施行規則第三十六条の三十

法第三十三条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等

ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的擁護関係施設

ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等

ニ 法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等

二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種